



# 埼玉県報

第 2 3 1 5 号  
平成 23 年 8 月 23 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [人間都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [公募による抽選の方法による保留地処分公告\(八潮新都市建設事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

### 雑報

- [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第九百九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年八月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東松山市学童保育の会

三 代表者の氏名

竹下 有司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市松山町一丁目十三番五十六号

五 定款に記載された目的

この会は、会員相互の助け合いによる運営の下、昼間労働等によって父母等が家庭にいない子ども達をはじめ、全ての子ども達の放課後及び学校休業日の安全で豊かな生活を築き、誰もが安心して働き、生活する事のできる地域社会を築く事を目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年八月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人彩の国技術士センター
- 三 代表者の氏名  
小野寺 昭 夫
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市浦和区東仲町三 番一六号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地方自治体・裁判所・小中学校等に対し、技術的な見地から各種の監査・鑑定並びに教育支援等を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年八月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ゆうの樹
- 三 代表者の氏名  
細 谷 浩 司
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目二〇五 ABCビル三〇三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、精神疾患、精神障害、発達障害等を持つ方々とその家族、様々な理由から家にこもりがちな生活を送る若者とその家族等に対し社会参加及び就業準備訓練の機会等を提供することで、地域における福祉の増進、就労の機会の拡充に寄与することを目的とする。また、発展途上国とのフェアトレードを行うことを通じ発展途上国への国際協力活動に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第千号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

SP 共同ビル

埼玉県所沢市緑町一丁目二番

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

駐車待ち車両による渋滞、放置駐車、放置自転車等の交通問題が発生しないように充分配慮してください。

屋外自動車・自転車駐車場の位置等について、利用者への周知を徹底してください。

駐車・荷さばき施設の出入口については、視認性及び安全性を確保してください。

## 二 縦覧期間

平成二十三年八月二十三日から平成二十三年九月二十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第千一號

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS吉川

埼玉県吉川市栄町七百九十七番一外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）吉川市栄町計画

（変更後）UNICUS吉川

## ハ 変更年月日

平成二十三年八月十日

## ニ 届出年月日

平成二十三年八月十日

## 二 縦覧期間

平成二十三年八月二十三日から平成二十三年十二月二十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十三年八月二十三日から平成二十三年十二月二十六日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

U N I C U S 吉川

埼玉県吉川市栄町七百九十七番一外

## ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 図面省略 二四三台

（変更後） 図面省略 二四三台

## ハ 変更年月日

平成二十三年九月七日

## ニ 届出年月日

平成二十三年八月十日

## 二 縦覧期間

平成二十三年八月二十三日から平成二十三年十二月二十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十三年八月二十三日から平成二十三年十二月二十六日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェスティバルガーデン籠原

埼玉県熊谷市拾六間七百六十三 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

駐車場への出入り等、交通安全に配慮をお願いします。

また、駐車場内の交通安全確保についても対策をお願いします。

## 二 縦覧期間

平成二十三年八月二十三日から平成二十三年九月二十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カスミ西大袋ショッピングセンター

埼玉県越谷市大字大道五百五十五番外

### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号 外未定

### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年四月九日

### ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

四千六百十八平方メートル

### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一九五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二二五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五三・三立法メートル

### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社カスミ外 午前九時から翌午前〇時  
株式会社しまむら 午前十時から午後八時  
来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から翌午前六時

ト 届出年月日

平成二十三年八月八日

二 縦覧期間

平成二十三年八月二十三日から平成二十三年十二月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年八月二十三日から平成二十三年十二月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートリアル騎西店

埼玉県加須市根古屋六百四十八番地三

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

### 一 生活環境の保持について

- ・ 夜間のアイドリングストップ、警備、防犯体制を徹底して周辺住環境の悪化防止に努めていただきたい。

- ・ 地元の地域及び住民から苦情等が生じた場合、あるいは、今後の業務形態等に変更が生じ周辺住民の生活に支障を及ぼす恐れがある場合には、地元の区長や代表区長を通して、地元の地域及び住民に対し誠意のある適切な対応をお願いしたい。

## 二 縦覧期間

平成二十三年八月二十三日から平成二十三年九月二十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第千六号

入間市から入間都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告示

### 埼玉県告示第七七号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十三年八月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号六十五

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区四画地（八潮市大字圀四百八十番四外）

(2) 地積

百六十五・九〇平方メートル

(3) 予定価格

二千六百七十万九千九百円

ロ 保留地番号六十七

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区十二画地（八潮市大字圀四百七十九番三外）

(2) 地積

百六十五・九〇平方メートル

(3) 予定価格

二千六百七十万九千九百円

ハ 保留地番号七十一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区十六画地（八潮市大字圀四百七十九番一外）

(2) 地積

二百三・〇八平方メートル

(3) 予定価格

三千百六十八万四千八百八十円

二 抽選に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ロ 抽選の公正な執行を妨げた者

ハ 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

ニ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があつた後二年を経過していない者

(1) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があつた後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ホ 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

ヘ 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

ト 契約者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団員排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

### 三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

平成二十三年八月二十四日（水）から同年九月七日（水）まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）の午前九時から午後五時まで

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

### 四 抽選の日時及び場所

イ 日時

平成二十三年九月十一日（日）午前十時三十分

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所二階会議室

### 五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、埼玉県八潮新都市建設事務所において配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事務所に電話で請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年八月二十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

### 一 許可番号

平成二十三年八月十五日

指令越建セ第二一〇一七〇一号

### 二 検査済証番号

平成二十三年八月十七日

越建セ第一九四一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野字山合九百六十四番、九百六十五番、字川原九百九十二番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県加須市南大桑七五四―三

鈴木 学

# 雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十三年八月二十三日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡

平成23年 7月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
生石灰	菱光石灰工業株式会社	9 5 菱印生石灰	主成分 - A L				
消石灰	菱光石灰工業株式会社	7 2 菱印特選消石灰	主成分 - A L				
	日本肥料株式会社	7 2 粒状消石灰	主成分 - A L				
	村檉石灰工業株式会社	7 2 粒状消石灰	主成分 - A L				
	秩父石灰工業株式会社	アグリ 7 2	主成分 - A L				
		顆粒消石灰	主成分 - A L				
		特製消石灰	主成分 - A L				
		最上特選消石灰	主成分 - A L				
	岩水石灰工業株式会社	6 0 . 0 消石灰	主成分 - A L				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

A L - アルカリ分

# 雑報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十三年七月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十三年八月二十三日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
(輸入業者) 木徳神糧株式会社 東京都中央区銀座7-2-22	H23.7.20 小山商事株式会社 埼玉県行田市大字埼玉3351	乾牧草	トールフェスク	23.7	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
(輸入業者) 三喜精麦株式会社東京支店 東京都中央区八重洲2-6-15	同上	乾牧草	カナダチモシー	23.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
(輸入業者) 株式会社スエオカ・ハーベスト 東京都中央区八重洲2-4-11	同上	乾牧草	アルファルファ	23.7	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
(輸入業者) 富士農産株式会社 群馬県前橋市鼻毛石町2101-1	同上	乾牧草	USチモシー(プレミアム)	23.7	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乾牧草	オーツヘイ	23.4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
協同飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市東深芝2番6	同上	肉用牛肥育用配合飼料	クリスタルビーフ	23.7	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日 収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要											違反の内容		
				粗たん 白 質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩基性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペプシン 消化率 %	T D N %	M E kcal/kg		その他 の検査	
(輸入業者) 木徳神糧株式会社 東京都中央区銀座 7-2-22	H23.7.20 小山商事株式会 社 行田市大字埼玉 3351	トールフェスク	23.7	3.4	1.0	0.17	0.09	30.1	4.2								-
(輸入業者) 三喜精麦株式会社 東京支店 東京都中央区八重洲 2-6-15	同上	カナダチモシー	23.6	5.7	1.6	0.24	0.10	28.6	3.9								-
(輸入業者) 株式会社スエオカ・ ハーベスト 東京都中央区八重洲 2-4-11	同上	アルファルファ	23.7	14.3	1.4	0.87	0.23	29.1	7.6								-
(輸入業者) 富士農産株式会社 群馬県前橋市鼻毛石 町 2101-1	同上	USチモシー(プレ ミアム)	23.7	5.6	1.4	0.14	0.17	28.1	4.9								-
同上	同上	オーツヘイ	23.4	7.2	1.5	0.21	0.11	19.1	4.1								-
協同飼料株式会社 鹿島工場 茨城県神栖市東深芝 2番6	同上	クリスタルビーフ	23.7	11.0 以上	2.0 以上	0.50 以上	0.30 以上	10.0 以下	10.0 以下								-
				11.0	3.2	0.55	0.43	2.9	3.7								

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。